

医療法人の解散事由について

(平成3年9月12日)

(指第61号)

(名古屋弁護士会会長あて厚生省健康政策局指導課長回答)

照会

Y病院を開設している医療法人Xは、その定款の中に、解散事由の1つとして「Y病院を廃院したとき」と定めている。

Xは、①Y病院の患者が減少傾向にあり(現在の収支は赤字でなくても)将来経営が困難になると予想される。②過去数年の経験からY病院の運用形態が当該地域になじまないと判断されるなどの事由からY病院を廃止することにした。

1 上記①②などは、医療法第55条1項2号の「目的たる業務の成功の不能」に該当するか。

又、同法第9条1項によれば、廃院の場合、廃院後十日以内に届け出ればよく、また届け出手続きには何等定めがないから、たとえ目的たる業務の成功不能に相当しても何等その旨の記載せずに届け出て廃院することが出来る。そしてもし定款の解散事由に「廃院したとき」と定められていれば、同法第55条により医療法人の解散が認められることとなって同法第55条1項2号の期待する「目的たる業務の成功の不能」の場合は医療審議会の意見を聴いて知事が認可・不認可を決定するとの趣旨が生かされないことにならないか。

2 定款の中の解散事由の1つとして、無限定的に「廃院のとき」云々と定めるのは不適切ではないか。

3 医療法人からの届けであっても廃院届けのあった時点で「目的たる業務の成功の不能」であるかどうかを調査し、それにより廃院届けを受理するかどうか決定するのは同法第9条の届け出制の趣旨に反するであろう。従って、上記のような事態を防ぐ為、廃院を理由とする医療法人解散の届け出があった場合は、たとえ定款にその旨定められていて形式上同法第55条1項1号に該当するよう見えても、第2号「目的たる業務の成功の不能」を適用すべきではないか。

回答

標記について、平成3年5月8日付第283号で照会のあったことについては、下記により回答する。

記

照会事項1については、病院を廃止するに至る経緯であり、医療法第55条1項2号「目的たる業務の成功の不能」にかならずしも該当するものではない。

また、医療法第9条では、病院を廃止したときは十日以内に都道府県知事に届け出ることとされており、解散事由として「病院を廃止したとき」と定款に定めている場合は、それにより医療法人は解散することはできるのである。

照会事項2については、医療法第55条第1項第1号により、「定款をもって定めた解散事由の発生」により解散することはできる。

照会事項3については、医療法第9条第1項により、届出により廃止することができるため、医療法第55条第1項第1号により「定款をもって定めた解散事由の発生」により解散することはできるのであるから、同法第1項第2号の適用はない。